

建設協議会協議事項

〔 日時 令和4年11月21日(月)
午前10時
場所 第四委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 指定ごみ袋の買入れについて
- 2 東部終末処理場等の包括的民間委託について
- 3 市道路線の廃止及び認定（案）の概要について
- 4 転落事故に関する注意喚起の通知について
- 5 八戸駅西地区駅前保留地の公募結果について
- 6 八戸市手数料条例の一部改正（案）の概要について

指定ごみ袋の買入れについて

家庭ごみの有料収集実施のため、市指定ごみ袋を次のとおり買入れる。

1 買入品名及び数量

品名	数量
家庭系可燃物用45リットル	5,746,000枚
家庭系可燃物用30リットル	2,688,000枚
家庭系可燃物用20リットル	624,000枚
家庭系不燃物用45リットル	130,000枚
家庭系不燃物用30リットル	32,000枚
家庭系不燃物用20リットル	96,000枚
計	9,316,000枚

2 納品場所

市の指定する場所

3 納品期限

令和6年3月29日（分割して納品する）

4 買入金額

84,954,914円

5 契約者

八戸市沼館一丁目15番9号

三信包装株式会社

東部終末処理場等の包括的民間委託について

1. 現在に至る経緯

八戸市では平成16年3月、国土交通省通知の「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について」をうけ、平成21年度から東部終末処理場及びポンプ場の包括的民間委託を導入し、現在4期13年が経過中。令和5年4月に5期目の更新を迎える。

2. 包括的民間委託とは

施設の維持管理に必要な複数の業務をとりまとめ、薬品や電気・機械部品等のユーティリティ、及び補修費の一部も含めて、「複数年契約」の「性能発注」として民間に委託する方式。

3. 包括的民間委託の目的

民間の創意工夫を活かした効率的な施設の維持管理により、サービスの質の確保とコストの削減を目指す。

4. 対象施設

対象施設73ヶ所（終末処理場1，雨水ポンプ場6，汚水中継ポンプ場5，マンホールポンプ他61）

名 称	供用開始	所在地
① 東部終末処理場 ＋水処理棟（新設：R4.4供用開始）	S53. 9	江陽三丁目1-111
② 沼館雨水ポンプ場	S56. 4	沼館三丁目4-48
③ 小中野雨水ポンプ場	S58. 4	江陽四丁目10-29
④ 類家雨水ポンプ場	S62. 8	諏訪一丁目11-1
⑤ 類家南雨水ポンプ場	H9. 4	類家五丁目37-10
⑥ 下長雨水ポンプ場	H22. 9	下長七丁目1-6
⑦ 尻内雨水ポンプ場	H30. 7	大字尻内町字尻内河原79-4
⑧ 館鼻汚水中継ポンプ場	H5. 4	新湊三丁目3-1
⑨ 新都市第1汚水中継ポンプ場	H10. 4	西白山台一丁目14-2
⑩ 新都市第2汚水中継ポンプ場	H3. 4	北白山台五丁目3-10
⑪ 新都市第3汚水中継ポンプ場	H2. 4	北白山台二丁目14-1
⑫ 新井田西汚水中継ポンプ場	H24. 4	新井田西一丁目1-1
⑬ マンホールポンプ（57ヶ所），管理ポンプ（2ヶ所），雨水吐（2ヶ所）		八戸市内各所

※前回委託対象施設より、東部水処理施設1ヶ所、マンホールポンプ22ヶ所増となる。

5. 委託期間・債務負担行為及び入札方法

項目	現行	今回
期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日 (5年間)	令和5年4月1日～令和10年3月31日 (5年間)
債務負担 行為額	5年間 2,180,000[千円]	5年間 2,540,000[千円]
	1年あたり 436,000[千円]	1年あたり 508,000[千円]
入札方法	制限付き一般競争入札	制限付き一般競争入札

6. 包括的民間委託に含まれる業務委託・ユーティリティ等

ー 包括委託に含めるもの ー

【業務委託】

- (1) 東部終末処理場の水処理・汚泥処理に必要な業務
・東部終末処理場運転管理業務 等
- (2) 汚水・雨水ポンプ場の保守・管理に必要な業務
・ポンプ場運転管理業務 等
- (3) マンホールポンプの保守・管理に必要な業務
・マンホールポンプ巡回点検業務 等

【ユーティリティ】

- (1) 水処理・汚泥処理・ポンプ場で使用する薬品類
・高分子凝集剤
・ポリ硫酸第二鉄
・滅菌用次亜塩素酸ナトリウム
・水質試験用薬品類 等
- (2) 水処理・汚泥処理・ポンプ場で使用する消耗品類
・ウェス、パッキン、潤滑油、Vベルト
記録紙、草刈り用替え刃 等
- (3) 清掃業務等で使用する用具・消耗品
・洗剤、ぞうきん 等
- (4) 3万円未満の電気・機械部品類
・直径50mm未満のバルブ、配管
・蛍光灯、リレー 等

【修繕】

- (1) 1件130万円未満の緊急修繕
- (2) 1件130万円未満の日常修繕
年間修繕費 650万円

ー 市が直接管理するもの ー

【業務委託】

- (1) 法的に委託（再委託）出来ない業務
・電気保安管理業務
・警備業務
・廃棄物収集運搬処理業務 等
- (2) 各年で内容が大きく異なる業務
・樹木管理業務（高木） 等

【ユーティリティ】

- (1) 天候等により使用料が著しく変動
想定が困難なもの
・電気使用料
・水道使用料
・非常用発電機用A重油 等
- (2) 3万円以上の電気・機械部品類
・直径50mm以上のバルブ、配管
・バッテリー 等
- (3) 市職員が使用するもの
・処理場管理棟電話使用料
・処理場管理棟都市ガス使用料
・処理場管理棟暖房用灯油

【修繕】

- (1) 計画修繕
- (2) 130万円以上の緊急修繕及び日常
修繕

7. 今後のスケジュール予定

【令和4年度】

- | | |
|-------|---------------------------|
| 12月 | 12月定例会に債務負担行為に関する補正予算案の提出 |
| 1月～3月 | 公告、現地説明会、入札、契約締結等 |
| 3月 | 委託業務研修 |

【令和5年度】

- | | |
|----|--------|
| 4月 | 委託業務開始 |
|----|--------|

市道路線の廃止及び認定（案）の概要について

○ 廃止路線

【内丸地区】

整理番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)
121	八幡町線	6.4~9.5	425.3
143	停車場下線	5.9~17.3	717.1

合計	2 路線		1,142.4 m
----	------	--	-----------

○ 認定路線

【内丸地区】

整理番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)
121	八幡町線	6.4~9.5	412.3
143	停車場下線	5.9~13.5	649.2
1725	本八戸駅通線	9.0~10.5	151.4
1726	内丸二丁目1号線	4.0~9.5	325.8
1727	内丸二丁目2号線	1.1~2.5	78.6
計	5 路線		1,617.3

【大久保地区】

整理番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)
1728	町畑西ノ平1号線	6.0~7.9	344.5
計	1 路線		344.5

【白銀地区】

整理番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)
1729	小沼北道4号線	4.0~5.0	185.9
計	1 路線		185.9

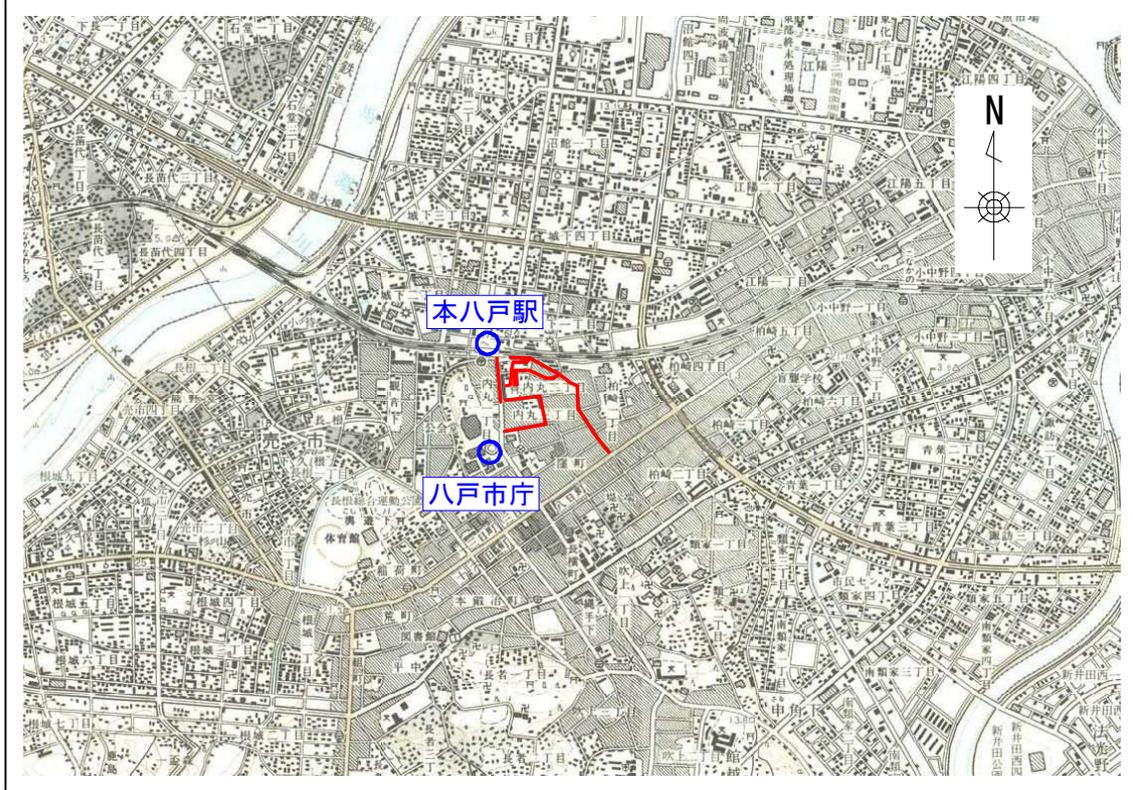
【長苗代地区】

整理番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)
4-199	駅西124号線	6.0	18.6
計	1 路線		18.6

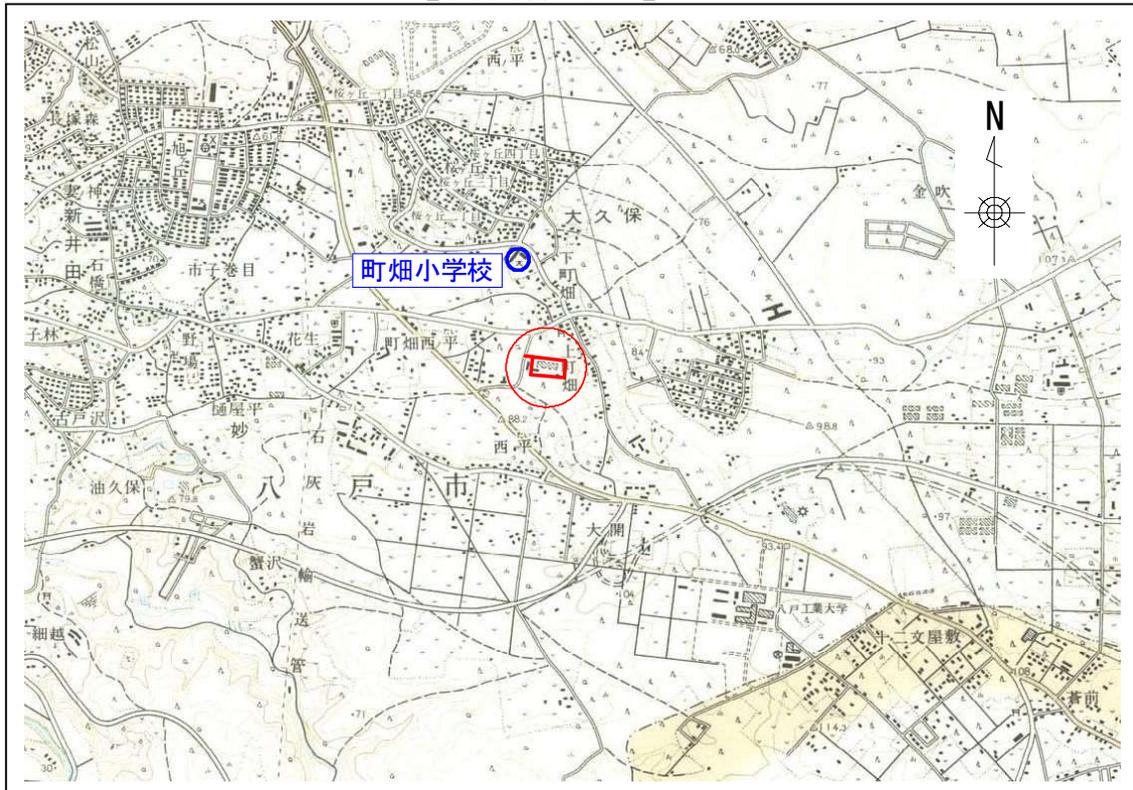
合計	8 路線		2,166.3 m
----	------	--	-----------

位置図

【内丸地区】

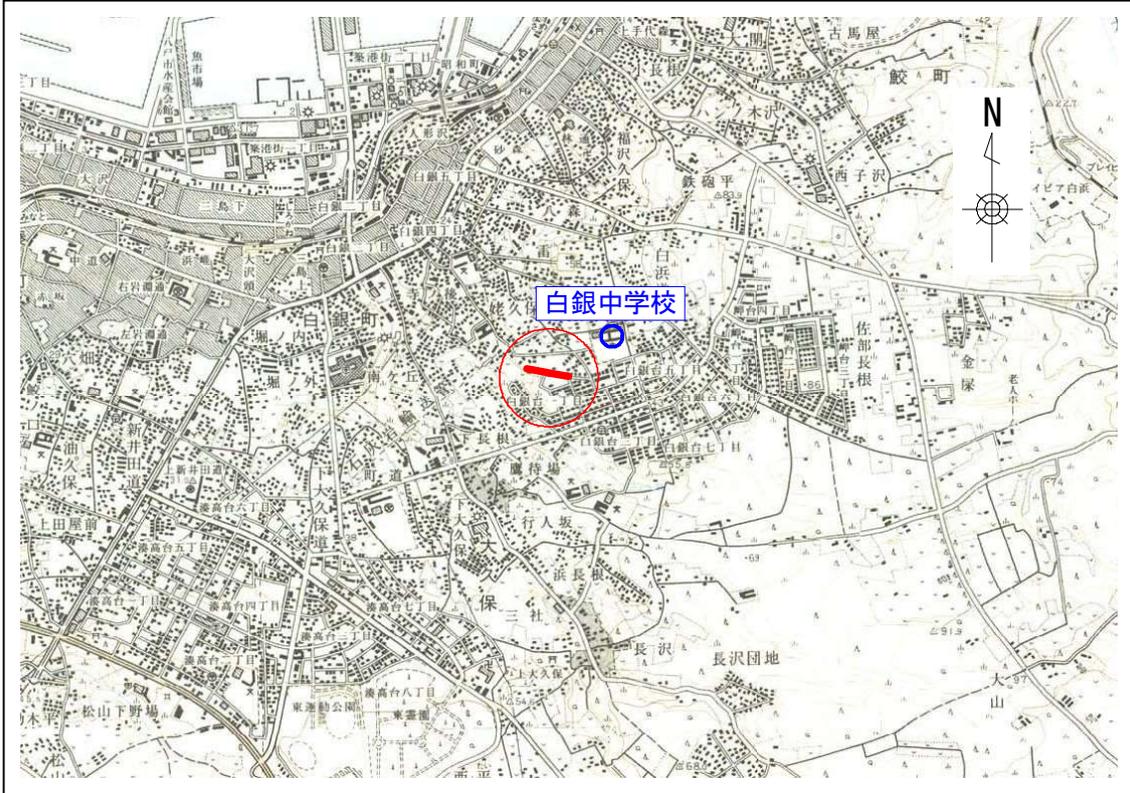


【大久保地区】

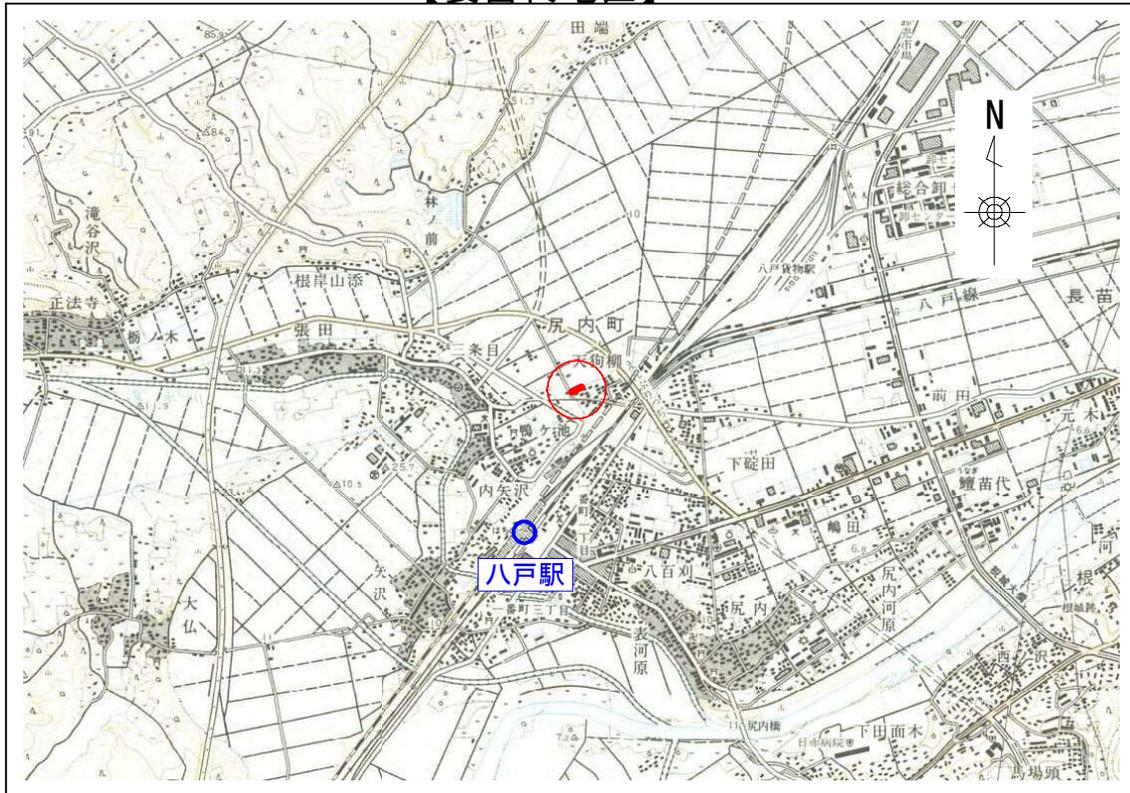


位置図

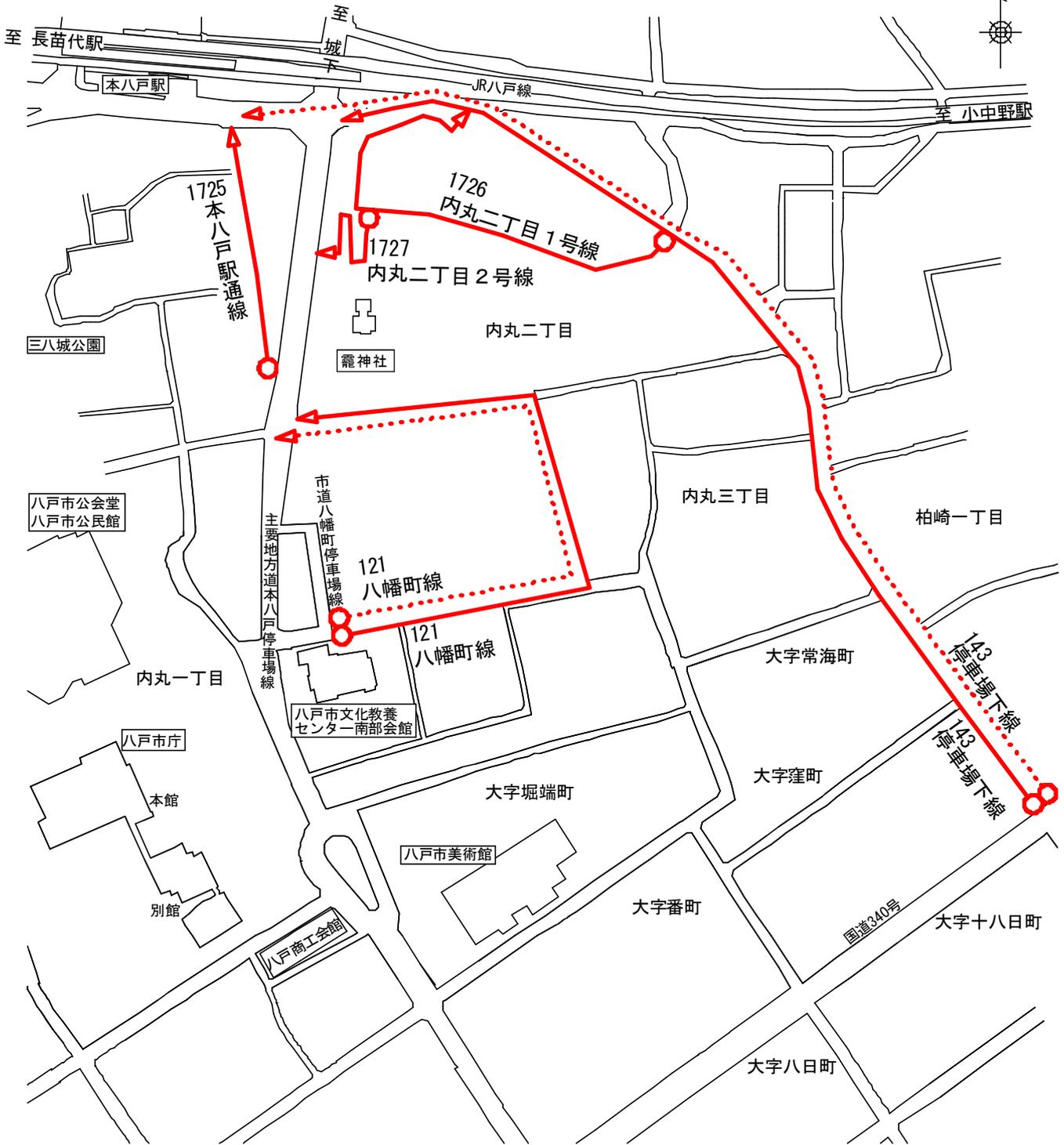
【白銀地区】



【長苗代地区】



【内丸地区】



廃止路線 (内丸地区)

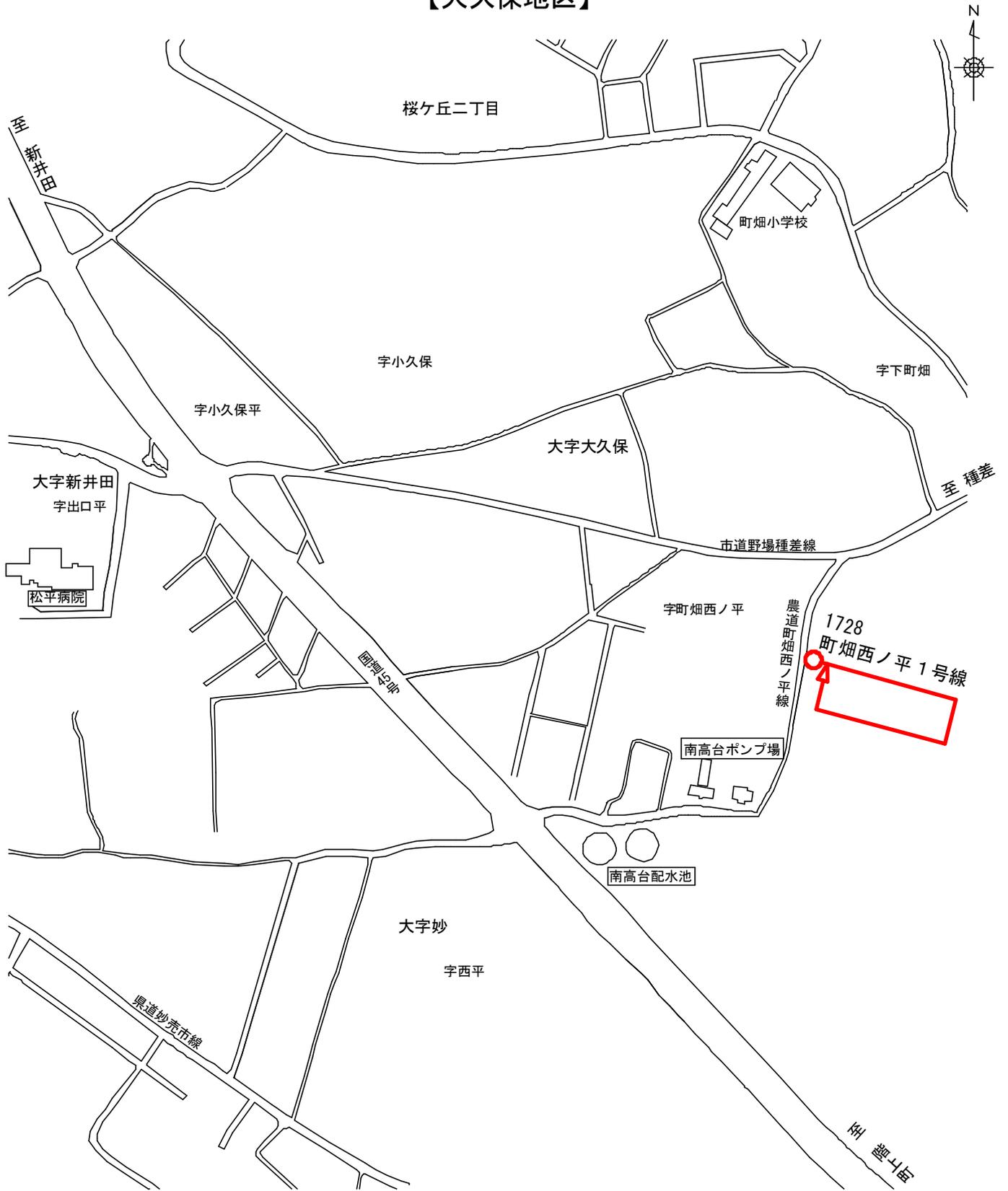
整理番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)
121	八幡町線	6.4~ 9.5	425.3
143	停車場下線	5.9~17.3	717.1

認定路線 (内丸地区)

整理番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)
121	八幡町線	6.4~ 9.5	412.3
143	停車場下線	5.9~13.5	649.2
1725	本八戸駅通線	9.0~10.5	151.4
1726	内丸二丁目 1号線	4.0~ 9.5	325.8
1727	内丸二丁目 2号線	1.1~ 2.5	78.6

凡 例	
廃止路線	「起点」 「終点」
認定路線	「起点」 ———— 「終点」
道路	=====

【大久保地区】

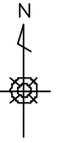


認定路線 (大久保地区)

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1728	町畑西ノ平1号線	6.0~ 7.9	344.5

凡 例	
認定路線	「起点」 → 「終点」
道路	====

【白銀地区】



認定路線(白銀地区)

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1729	小沼北道 4号線	4.0~5.0	185.9

凡 例	
認定路線	「起点」 → 「終点」
道 路	====

【長苗代地区】



認定路線 (長苗代地区)

整理番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)
4-199	駅西124号線	6.0	18.6

凡 例	
認定路線	「起点」 → 「終点」
道 路	====

転落事故に関する注意喚起の通知について

1 経緯

近年、全国的に子どもが住居の窓やベランダから転落する事故が多く発生しており、当市でも市営住宅において発生したことから、入居者に対して改めて注意喚起するため、緊急にチラシの配付を実施するもの。

2 通知内容

窓やベランダからの子どもの転落事故を防止するためのポイント等について掲載。

3 配付対象

2階建て以上の市営住宅の入居者

- ・団地数 28 団地
- ・戸数 2,065 戸

4 スケジュール

令和4年11月18日から配付

市営住宅にお住まいの方へ

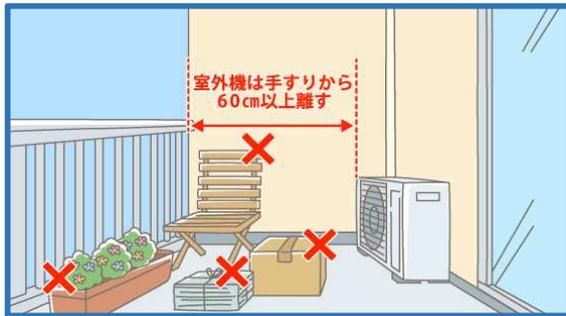
窓やベランダからの子どもの 転落事故防止についてのお願い

- 近年、子どもの転落事故が相次いで発生していることから、今一度、【窓】や【ベランダ】周りの御確認や【補助錠】の設置をお願いいたします。

※【補助錠】はお近くのホームセンター等で購入できます。

子どもの転落事故を防ぐには？

(1) ベランダには物を置かない



(2) 補助錠を付ける



出典：「ご注意ください！窓やベランダからの子どもの転落事故」
政府広報オンラインより

外廊下やベランダ、窓際に子どもがよじ登れるものが置かれてませんか？

共用部の外廊下や外階段、各住戸のベランダに適切な手すりが設置されていても、その前に物が置かれていると、子どもがよじ登り手すりを乗り越え落下してしまいます。腰の高さに窓台がある窓の場合も同様です。

手すりの前や窓際に、
台や物置、椅子、テー
ブル、ベッド等が置かれて
いないか確認しましょう。



また、外廊下や外階段、
ベランダは、災害時には避難経路になることから、
不用意に物を置かないようにしましょう。



出典：「安全・安心なマンションのために」
国土交通省 国土技術政策総合研究所
平成31年3月発行より

—夏頃から転落事故が増加する傾向にあります、 季節を問わず事故は起こり得るので常に注意が必要です。—

窓やベランダからの子どもの転落事故に御注意ください！

子どもが住居などの窓やベランダから転落し死亡する事故が多く発生しています。厚生労働省「人口動態調査」、東京消防庁「救急搬送データ」及び医療機関ネットワーク事業の事故情報を消費者庁で分析したところ、

- ◆ 窓を開けたり、ベランダに出る機会が増えたりする 夏頃から転落事故が増加
- ◆ 子どもの中でも 3～4歳の転落事故が最も多い
- ◆ 2階からの転落でも入院が必要な中等症と診断されている事例が多い
- ◆ 窓が開いた部屋で子どもだけで遊んでいて発生する事例が多い

ことが分かりましたので、注意が必要です。

住居などの窓やベランダから子どもが転落する事故を防止するためのポイント

窓やベランダ周辺の環境づくり

- ① 窓やベランダの手すり付近に足場になるようなものを置かないようにしましょう。特に、エアコンの室外機の置き場所は工夫しましょう。
- ② 窓、網戸、ベランダの手すり等に劣化がないかを定期的に点検しましょう。
- ③ 窓を閉めていても、子どもが勝手に窓を開けないよう、窓や網戸には、子どもの手の届かない位置に補助錠を付けましょう。換気をする際も同様です。

子どもの見守り・子どもの教育

- ① 子どもだけを家に残して外出しないようにしましょう。
- ② 窓を開けた部屋やベランダでは子どもだけで遊ばせないようにしましょう。
- ③ 窓枠や出窓に座って遊んだり、窓や網戸に寄りかかったりさせないようにしましょう。

子どもから一瞬たりとも目を離さないことはできず、限界があります。子どもの見守りと合わせて転落事故が起こらない環境づくりを行いましょう！

出典：「消費者庁 News Release」 令和2年9月4日発行より

【問合せ先】 八戸市建設部建築住宅課

八戸市内丸一丁目1番1号 別館9階

電話：0178-43-9109（直通）／FAX：0178-44-3220

電話：0178-43-2238（直通）

市営住宅等指定管理者 清掃テクノ・東北産業グループ

電話／FAX：0178-73-5045

八戸駅西地区駅前保留地の公募結果について

1. スケジュール

時期	内容
7月1日～	公募開始
8月1日～8月19日	参加表明書受付期間
8月22日～10月7日	申込書類（提案書）受付期間
10月27日	八戸駅西地区駅前保留地売却先選定プロポーザル 審査委員会による審査

2. 参加表明書の提出事業者

4社

3. 提案書の提出事業者

1社

4. 審査結果

該当者無し

※理由：審査委員会の採点で6割以上を取得できなかったため。

八戸市手数料条例の一部改正（案）の概要について

1. 改正理由

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（通称：建築物省エネ法）」に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準、及び、「都市の低炭素化の促進に関する法律（通称：エコまち法）」に基づく低炭素建築物の認定基準の申請単位の法改正に伴い、申請手数料の額を定めるとともに、その他所要の改正を行う。

◇性能向上計画認定制度（建築物省エネ法）とは…

- ・省エネルギー性能が建築物省エネ法に基づく誘導基準に適合する建築物を認定する制度
- ・認定を受けた場合、容積率の不算入の特例措置がある。

◇低炭素建築物の認定制度（エコまち法）とは…

- ・市街化区域等内において、低炭素化に関する先導的な基準に適合する建築物を認定する制度
- ・認定基準は、省エネ性能に加え、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備の導入や節水対策等の低炭素化に資する措置を講ずることが条件
- ・認定を受けた場合、容積率の不算入の特例措置のほか、住宅であれば税制・融資の優遇措置がある。

2. 改正の主な概要

2030年に向けて、建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準、及びエコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準において求める省エネ性能の水準を、ZEH、ZEB水準の省エネ性能に引き上げる改正

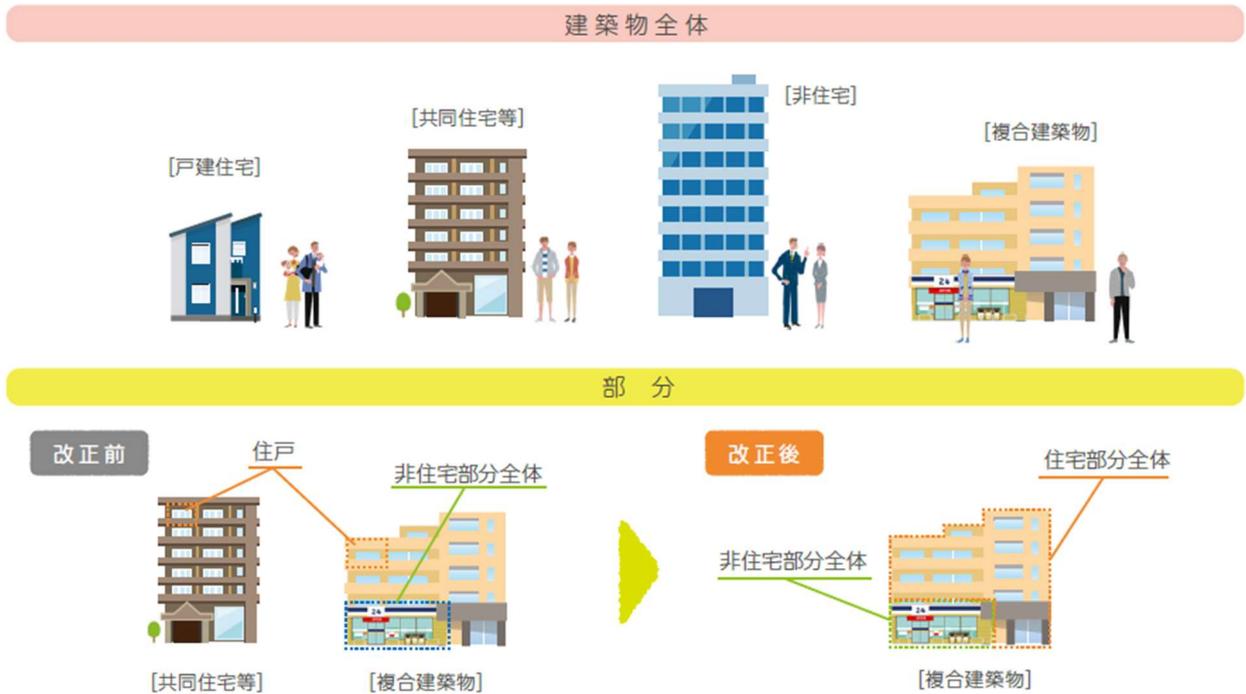
※ZEH、ZEBとは建物で消費する年間の一次エネルギー（化石燃料等）の収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

※ZEH= net Zero Energy House

※ZEB= net Zero Energy Building 「netとは正味のこと」

3. 改正内容

- 共同住宅等や複合建築物における住戸単位の認定は廃止されるため、申請手数料を削除する。
- 複合建築物においては、複合建築物全体に加え、住宅部分、非住宅部分の認定が可能となるため、申請手数料を新設する。



認定申請する建築物の区分（申請単位）	改正前		改正後	
	性能向上計画	低炭素	性能向上計画	低炭素
戸建住宅	4,000	4,000	4,000	4,000
共同住宅等	住戸	4,000 × 住戸数	4,000～(住戸数による)	廃止
	全体（総戸数による）	8,000～	9,000～	8,000～
非住宅 全体（床面積による）	8,000～	9,000～	8,000～	8,000～
複合建築物	全体（住宅部分 + 非住宅部分）	12,000～	13,000～	12,000～
	住戸	4,000 × 住戸数	4,000～(住戸数による)	廃止
	住宅部分全体（総戸数による）	—	—	4,000～
	非住宅部分全体（床面積による）	8,000～	—	8,000～

※円

「部分」図の手数料

手数料の改正内容 別表第6（土木関係手数料）5、6の表（例）

申請手数料等の改正内容については、県と同様とする予定

4. 施行期日 公布の日